

# **バングラデシュの 輸出管理制度と 輸出政策 (2003-2006)**

**ジェトロ・ダッカ事務所  
2005年6月**

## 目次

1. はじめに
2. 適用分野
3. 目的
4. 戦略
5. 実行機関及び総合機関
6. 目標
7. 輸出関連の委員会
8. 部門の分類
9. その他
10. 輸出禁止品目リスト
11. 輸出規制品目リスト
12. 2003 - 2004 年から 2005 - 2006 年までの輸出目標案（附属書 A）

輸出政策 2003 - 2006 はベンガル語及び英語の両方で出版されたが、これらの間に矛盾がある場合はベンガル語版を優先するものとする。

## 1.0 はじめに

1.1 生産の増加と商業の大幅な拡大は現地資源を生み出す主な手段の一つである。我が国のように多大な人口を擁する国は、輸出を推奨することで雇用の機会を創設することができる。雇用が生まれることで、貯蓄高や投資額を増加させる道が開け、資本移動を生み、失業問題が解決し、貧困が撲滅する。商業分野における政府の主要な課題は、バングラデシュ経済を強力且つダイナミックなものとし、急速な移り変わりをみせる世界の貿易システムという課題に向き合えるようにすることである。現在、既製服分野がバングラデシュの輸出総額の3分の2を占めており、北米及びEU（欧州連合）が主要な輸出先となっている。日本も良好な衣料品市場であるものの、バングラデシュは未だ日本市場に積極的に参入していない。2005年以降または多国間繊維協定（MFA）失効後、バングラデシュの輸出貿易における既製服分野の役割に大きな変化が起こる可能性があり、この変化がバングラデシュにとって有利なものとなるよう必要な措置を講ずる必要がある。

1.2 既製服に関する大幅な変化に対応するため、後方関連産業の発展を検討することに重点を置くことも考えられるが、現実的に見た場合、後方関連産業に関しては異なる措置を採用することが推奨される。この場合、バングラデシュ製品の輸出増大戦略を変更する必要が出て来るであろう。現在、バングラデシュの輸出貿易は2つの製品に依存（既製服75%、冷凍食品6%）しているが、このような依存はどのような国にとっても望ましいものではない。このため、バングラデシュは高い価値を持った新しい製品を生産し、デザインを発展させて新しい市場を見つける必要がある。

1.3 現在の政権発足以来、バングラデシュ製品の市場を開拓する継続的努力が行われている。EU、カナダ、オーストラリア、ノルウェーではバングラデシュ製品に対する免税措置が既に取られているが、まだ限られた規模に留まっている。また、タイ、インド、パキスタンではバングラデシュ製品に対する減税措置が実施されている。中国、ロシア、マレーシア、その他の近隣諸国でも減税措置に関する折衝が展開されており、短期間のうちに好ましい結果が出ることを期待されている。しかし、免税措置や特恵待遇などが全てではなく、これらの有利な待遇を如何に利用するかこそが最も大事な点なのである。

1.4 既製服産業における変化によってのみ輸出貿易を発展させることは不合理な考えであり、それだけでは現状において生き抜くことすら困難になると考えられる。このため、バングラデシュは他の輸出分野に乗り出すべきである。従来の輸出品目の生産量を増加させると同時に、その品質をも向上させなければならない。また、輸出品目を情報通信技術、軽工業（Light Engineering）、自動車部品、農産物加工、製薬などの非従来分野へと拡大させていかなければならない。製品の品質についても、高品質で広く受け入れられるものでなければならないであろう。この点から逸脱すると輸出貿易における我が国の地位は弱体化していくことになる。輸出貿易が拡大しない場合、望まれている国家の成長は達成できず、

経済的に後退して、国家の発展全体が阻まれることとなる。

1.5 輸出を促進させるため、輸出信任状および契約に従って価格の支払を行う機会を与えるべきである他、現行の付加価値税および租税体系をより時宜を得た現実的なものとするべきである。また、輸出を振興するためには輸出品目に新しい製品が加わらなければならない。

1.6 上述の背景を踏まえ、輸出政策 2003 - 2006 が制定された。

2.0 適用分野：輸出貿易の拡大のために定める目的、目標、戦略、優遇措置/支援策は下記の各項目で列挙する。

### 3.0 目的：

3.1 輸出振興庁（EPB、制度上の能率を上げるため再編が行われた）、税関、土地及び港湾漁業庁、基準検査機関（BSTI）、紅茶委員会（Tea Board）、貿易団体などの輸出関連機関の能力構築。

3.2 製品の多様化

3.3 製品の品質およびデザインの発展、高付加価値製品の生産

3.4 輸出製品拡大のための新たな戦略採択、IT、コンピュータ技術、電子商取引及びその他の技術の有効利用。

3.5 輸出可能品目の最大量生産のために必要なインフラの整備及び、必要な場合における前方・後方関連産業の育成。

3.6 新たな輸出業者の育成及び、既存の輸出業者に対する全支援提供、ビジネスに優しい環境の育成

3.7 貿易の専門家の育成

3.8 貿易団体、ビジネスマン、関係者に対する世界貿易システムに関する必要知識の提供

### 4.0 戦略：

4.1 輸出品目拡大のための、製品開発団体を必要数整備することによる支援の提供。

4.2 生産者及び輸出業者に対する海外市場における製品需要と価格に関する情報の提供。

- 4.3 輸出奨励のための商社及び輸出企業に対する制度上の便宜の供与。
- 4.4 必要な場合に輸出品目の品質を確認するための品質機関または同様の組織の認証印の確立に対する支援の提供。
- 4.5 貿易紛争を迅速に解決するための「バングラデシュ国際仲裁センター」または同様の施設の設立に対する支援の提供。
- 4.6 生産者に対する製品のデザイン発展および現代技術の利用のための支援の提供。
- 4.7 輸出貿易で顕著な成功を収めた国や注目される輸出業者がとった戦略や方法に関する情報を輸出業者が得るための支援の提供。
- 4.8 バングラデシュ単独の海外輸出見本市の開催、他国における貿易見本市への輸出業者の参加に対する支援の提供。

## 5.0 実行機関および総合機関

- 5.1 国家予算及び税金 / 税率に関する国家歳入庁の決定は本輸出政策に優先する。
- 5.2 本輸出政策は、輸出加工区以外のバングラデシュ全土に適用される。
- 5.3 本輸出政策は官報公告の日付に発効し、新しい政策が制定されるまで有効とする。
- 5.4 商業省は必要な場合、本政策の如何なる条項をも変更、拡大、改訂することができる。

## 6.0 目標：

- 6.1 2003 - 2004 年の輸出目標額は 74 億 3900 万ドルである。本政策で推奨する方策は輸出量を増大させ、将来予期される障害を全て克服すると見込まれている。2003 - 2006 年の年度毎の目標は附属書 - 1 に記載する。

## 7.0 輸出関連の委員会

- 7.1 **国家輸出委員会**：首相を委員長とする輸出に関する国家委員会は、国家の輸出状況の見直し、関連問題の解決、必要なガイドラインの設定を行う。
- 7.2 **決定事項を実行する実行組織**：商業大臣を長とする実行組織は、国家委員会の決定事項を実行し、輸出関連の問題を解決するための措置を即時に実施する。実行組織は必要に応じて幾度でも会議を行う。

- 7.3 **製品開発委員会**：輸出振興庁（EPB）が全製品の輸出振興に強力な役割を果たすのは現実的な考えとは言えない。このため、輸出関連の問題を割り出し、解決するため、輸出振興庁の活動とは別に、種々の製品・業界団体を構成し、登録済みの商業団体、パイオニアである輸出業者、輸出専門家、財務部門の代表ならびに関係省庁の代表により製品開発委員会を構成する。

## 8.0 部門の分類

1997 - 2002 年の輸出政策では、4 つの製品（コンピュータソフトウェア & 情報通信技術、農産物加工部門、高価格既製服、皮革・皮革製品）を保護部門とし、発展の可能性を有する製品とみなした。これ以外にも輸出重点プログラムにおいて、その他の 20 の製品が挙げられたが、当時の輸出政策が有効であった期間中において、これらの保護部門ならびに重点部門の製品の輸出促進は期待通りに進まなかった。生産と供給のレベル、輸出貿易に対する貢献、国際市場における需要、そして、とりわけ国家の社会経済的状況に対する貢献という観点から、本政策では前政策の保護部門及び重点部門に替わって、最優先部門及び特別発展部門として製品を特定するようになっている。本政策の期間中、政府は新たな製品をこれらの部門に追加したり、それらの部門に指定されていた製品を削除したりする場合がある。これらの製品の輸出に対しては、特別優遇措置が与えられる。

### 8.1 最優先部門：

最優先部門は、輸出の可能性が高いものの、様々な理由により輸出の可能性が生かされておらず、必要な支援を行うことで輸出が促進されるであろう製品を指す。

以下の製品が最優先部門に指定されている。

- 8.1.1 ソフトウェア及び情報通信技術製品
- 8.1.2 農産物および農産物加工品
- 8.1.3 軽工業製品（自動車部品及び自転車を含む）
- 8.1.4 皮革製品
- 8.1.5 高価格既製服

### 8.2 最優先部門には下記の優遇措置及び便宜措置が適用される。

- 8.2.1 優先的に提供される低金利プロジェクトローン
- 8.2.2 所得税免除
- 8.2.3 現金支援を含む金融上の優遇措置
- 8.2.4 条件を緩和した低金利ローン
- 8.2.5 輸送費を免除する航空輸送における便宜供与
- 8.2.6 税金還付 / 保稅に関する便宜供与

- 8.2.7 生産コスト削減のためのインフラ及び関連設備建設支援
- 8.2.8 製品の品質向上及び品質管理のための制度的・技術的便宜の拡大
- 8.2.9 製品のマーケティング支援
- 8.2.10 海外市場の開発支援
- 8.2.11 外国投資に対する支援

### 8.3 特別開発部門

輸出の可能性のあるものの、強固な生産・供給・輸出基盤を持たない製品は特別開発部門に含む。

**以下の製品を特別開発部門に指定する。**

- 8.3.1 医薬品
- 8.3.2 化粧品、トイレタリー用品
- 8.3.3 旅行用かばん、ファッション用品
- 8.3.4 電子製品
- 8.3.5 冷延コイル
- 8.3.6 カード、カレンダー
- 8.3.7 文房具
- 8.3.8 絹洋品
- 8.3.9 工芸品
- 8.3.10 生薬、薬用植物

### 8.4 特別開発部門製品には下記の優遇措置が与えられる。

- 8.4.1 優先的に提供される一般金利プロジェクトローン
- 8.4.2 条件を緩和した低金利輸出ローンの検討
- 8.4.3 現金支援を含む財務上の優遇措置
- 8.4.4 輸送費を減額とする航空輸送における便宜供与
- 8.4.5 税金還付 / 保税に関する便宜供与
- 8.4.6 生産コスト削減のための電力、ガス、電話回線の優先的供給
- 8.4.7 製品品質向上のための技術支援
- 8.4.8 製品のマーケティング支援
- 8.4.9 海外市場の開発支援
- 8.4.10 外国投資を受けるための支援

## 9.0 輸出に関する便宜供与

### 9.1 外貨の使用

- 9.1.1 輸出業者は保有割り当てに従い、輸出により得た収入の一定額を米ドル、英国ポンド、日本円、ユーロで自らの外貨口座に預金できる。保有額（％）は政府／バングラデシュ銀行が指定する。この外貨は海外出張、海外での輸出見本市やセミナーへの参加、原料やスペアパーツの輸入、海外事務所設立など実際の業務上のニーズを満たすために利用することができる。

## 9.2 輸出開発基金（EPF）

輸出振興庁（EPB）に輸出開発基金（EPF）を設置し、下記の便宜を供与する。

- 9.2.1 生産向けに、低金利かつ条件を緩和したベンチャーキャピタルを提供。
- 9.2.2 生産の発展及び多様化に関し、外国の技術的支援、サービス、技術を得るための支援の提供。
- 9.2.3 マーケティング派遣団の海外派遣、外国における市場促進のための国際見本市への参加に対する支援。
- 9.2.4 海外における販売・ディスプレイセンター及び倉庫施設の設立に対する支援。
- 9.2.5 技術的・マーケティング上の能率達成を通じて輸出振興を図るための製品開発及びマーケティング訓練プログラムへの参加に対する支援。
- 9.2.6 製品開発及び市場開発のためのその他の活動促進

## 9.3 その他の金融ファシリティ

- 9.3.1 輸出信用保証スキーム（ECGS）を再編し、効率的にする。

## 9.4 輸出向けの資金提供

- 9.4.1 関税還付信用スキームに従い、無金利ローンを180日間、全額前払いで提供する。
- 9.4.2 輸出振興基金（EPF）により、原料及び関連製品の輸入手続きを簡便化する。
- 9.4.3 全輸出製品に対する見返り信用状の開設のための便宜供与
- 9.4.4 輸出振興のため、条件を緩和した低金利ローンによる機械輸入の

申し入れの検討。

## 9.5 輸出ローン

- 9.5.1 輸出業者は、取消不能信用状または確定した契約がある場合、LC額の90%にあたるローンを商業銀行より受けることができる。商業銀行はこのようなケースの検討を優先的に行う。
- 9.5.2 バングラデシュ銀行は輸出業者において通常のローンが継続して実施されるような措置を講ずる。
- 9.5.3 輸出業者のキャッシュクレジット限度額は、前年度の業績を考慮して決定する。
- 9.5.4 取消不能信用状により売掛ベースで輸出が行われる場合、商業銀行は、輸出業者が必要な書類を提出することを条件に、支払遅延金利を課さないものとする。
- 9.5.5 バングラデシュ銀行が輸出信用部門を立ち上げる一方、商業銀行は輸出向けの資金提供のための特別組織を設立する。
- 9.5.6 強力な権限が与えられたローン監視委員会を設立し、ローン需要額の規制、ローンの流れの検討・監視を行う。承認を受けた業者は、オリジナルのLCに従って、国内の原料供給者のために内部見返り信用状を開設することができる。

## 9.6 保険掛け金の免除

- 9.6.1 非従来製品の輸出には、低価格にて火災保険及び海上保険を提供する。このシステムにおいて、輸出業者は出荷後の保険掛け金が免除される。

## 9.7 非伝統的製品の輸出に対する優遇措置

- 9.7.1 非従来製品及び新産業製品の輸出には優遇措置を提供する。この場合、付加価値度が最初の2年間は40%以上、それ以後は50%以上でなくてはならない。

## 9.8 収入に関する便宜供与

- 9.8.1 輸出による所得に対する所得税免除
  - 9.8.1.1 所得税法により、バングラデシュで登記していない工場

のオーナーを除き、全輸出業者は所得税の 50%が免除される。

## 9.9 輸出指向型産業に対する保税便宜の供与

9.9.1 保税倉庫に関する便宜供与を輸入依存型の輸出指向型産業にも拡大する。保税倉庫に関する便宜は主に輸出指向型とみなされる全産業に供与されるが、一定の条件の下で、商社や輸出企業、その他の承認を受けた組織にも保税倉庫の便宜が供与される。

9.9.2 より高価格が得られるよう、製品にはブランド名を付けることを推奨する。

## 9.10 輸出指向型産業による機械輸入の免税措置

9.10.1 輸出指向型産業は 2 年毎に機械のスペアパーツの 10%を免税で輸入できる便宜が受けられる。

## 9.11 輸出指向型国内繊維産業及び既製服産業に対する、保税または関税還付以外の代替便宜の供与

9.11.1 政府は、国内の繊維産業または既製服産業のために、保税または関税還付に替わって現金による便宜供与を随時行い、その金額は政府が決定する。政府は同様の便宜供与を他の部門にも適用する場合がある。

## 9.12 減免税期間

9.12.1 ダッカ、チッタゴン、クルナに設立した輸出指向型企業には 5 年間、それ以外の地域に設立した企業には 7 年間の減免税期間が与えられる。この減免税期間の適用対象は、2005 年 6 月 30 日までに生産を開始した企業とする。

9.12.2 減免税期間の代替として、2002 年 7 月 1 日から 2005 年 6 月 30 日までに設立した新産業の企業には、20%の免税措置が与えられる。

9.12.3 農産物加工企業は、2002 年 7 月 1 日から 2005 年 6 月 30 日まで所得税が免除される。

9.12.4 コンピュータソフトウェアを含む情報技術ビジネスは、2002 年 7 月 1 日から 2010 年 6 月 30 日まで所得税が免除される。

9.12.5 2002 年 7 月 1 日から 2005 年 6 月 30 日までの間、製品の生産また

はサービスに対する投資を如何なる審問も行わずに受け入れる。

### 9.13 関税還付スキーム

- 9.13.1 公定 / 実勢レートにて関税の還付を行う。レートは国家歳入庁が随時決定する。還付は全関係書類の提出を受けた上で一定期間内に行う。国家歳入庁は関税還付について現実的なタイムリミットを設ける。
- 9.13.2 非従来製品の輸出に対する関税の還付を行うための措置を講じ、新規製品は関税還付スキームに組み込む。国家歳入庁は新たに関税還付スキームが適用される製品を指定し、還付額を決定する。

### 9.14 包装材料の付加価値税

- 9.14.1 ジュート繊維及びジュートの袋を輸出製品の包装に使用する場合、それにかかる税金は払い戻される。

### 9.15 輸出の補助的サービスの付加価値税還付の簡便化

- 9.15.1 C&F サービス、電話、テレックス、ファックス、電気、保険掛け金、運送業者のコミッションなど輸出についての補助的サービスに関する付加価値税の還付を簡便化する方法を取り入れる。

### 9.16 輸出産業の不合格品販売許可

- 9.16.1 皮革製品や既製服などの製品の 80% を輸出する産業には、適用される関税及び税金を支払うことを条件として、不合格品の 20% を国内市場で販売する許可を与える。これに関する詳細なシステムを策定する。

### 9.17 一般的便宜供与

- 9.17.1 製品の 80% を輸出する企業には、輸出指向型産業に与えられる便宜を供与する。
- 9.17.2 輸出指向型の皮革製品を振興するため、皮革技術専門学校をより良くするための措置を講じ、デザイン・ファッション専門学校を設立する。
- 9.17.3 靴などの皮革製品に用いられるスペアパーツを生産するため、後方・前方連関産業の設立のために必要な措置を講ずる。

- 9.17.4 皮革製品の価格を競争力のあるものにするため、輸出指向型皮革産業で用いられるスペアパーツや薬品の輸入に対する関税体系を再制定する。
- 9.17.5 皮革産業で必要とされる薬品やその他の材料を確実に入手できるようにするために必要な措置を講ずる。
- 9.17.6 製品の 80%を輸出する企業は輸出指向型企业として扱われ、銀行ローンやその他の便宜が供与される。また、必要な関税及び税金を支払うことを条件として、残りの 20%を国内市場で販売する許可が与えられる。

#### **9.18 青果などの優先製品に対する航空運賃値下げ**

- 9.18.1 ビーマン航空は青果及び観葉植物の輸出に対する航空運賃の値下げ措置を検討する。

#### **9.19 輸出振興のため、外国航空会社による貨物サービス拡大に対するロイヤルティを撤廃**

- 9.19.1 野菜を運送する場合、ロイヤルティを徴収しない。果物やその他の優先製品についても同様の措置が提供される。
- 9.19.2 外国の貨物サービスを拡大するための措置を講じ、青果を適正な運賃で運送するための機会を提供する。

#### **9.20 輸出指向型の中小企業に対するベンチャーキャピタルの提供**

- 9.20.1 青果、蘭などの生花の輸出を奨励するため、5 エーカー以上の土地を有する農家にベンチャーキャピタルを提供する。「低温流通」の設立を奨励する。

#### **9.21 研究開発**

- 9.21.1 輸出業者による研究開発のための設備・材料の輸入は免税とする。また、研究機関にも輸出振興庁の推奨に沿って、同様の便宜が提供される。

#### **9.22 下請けベースの輸出に対する奨励策及び優遇措置**

- 9.22.1 実際の作業発注を得る前に、輸出企業は通信、代表者派遣、海外訪問、入札書類購入などに 1 年あたり 6,000 ドルの外貨を使うことができる。バングラデシュ銀行の承認がある場合、上記の金額

以上の外貨をこれらの目的のために使うことができる。

9.22.2 海外に事務所を設立し、当該国で従業員を雇用することを許可する。

9.22.3 プロジェクトの専門家に対して、バングラデシュ保険公社（Shadharan Bima Corporation）が専門家保証／保険を発行する。

9.22.4 在外大使館は必要な情報及び支援を提供する。

### **9.23 輸出製品サンプルの年間送付量／額の制限の制定**

9.23.1 一般的な場合、輸出製品のサンプル送付は郵送料込みで年間最高3,500ドルまでとする。

9.23.2 経費額にかかわらず、販売促進材料として海外に送ることができる薬品／製品は、最高100kg、1,500ドル以下相当とする。

### **9.24 製品開発用の見本輸入に対する便宜**

9.24.1 既製服部門以外の輸出企業には以下の免税輸入の便宜が供与される。輸出振興庁の許可を得た場合、最高5,000ドル相当の見本製品を輸入できる。輸出振興庁はこれに関するガイドラインを制定する。

### **9.25 数次入国ビザ**

9.25.1 外国投資家及び輸入業者には数次入国ビザを発給する。

### **9.26 外国貿易に関する訓練**

9.26.1 外国貿易に関する訓練を提供するため、バングラデシュに外国貿易機関を設立する。この他、必要な回数の外国貿易に関するワークショップやセミナーを開催する措置を講ずる。

### **9.27 国際貿易見本市、バングラデシュ単独の貿易見本市、その他の海外での市場開発プログラムの開催及び参加**

9.27.1 国際貿易見本市、単独貿易見本市、その他の市場開発プログラムの開催及び参加、また、政府及び非政府組織が共同で行う単独貿易見本市の手配について優遇措置を与える。

### **9.28 輸出関連の訓練強化**

9.28.1 輸出振興庁は、輸出訓練の規則を評価するため、国内各地で輸出企業向けの訓練プログラム、セミナー、ワークショップを開催する。

### **9.29 世界貿易センターの建設**

9.29.1 輸出貿易を拡大するため、ダッカ及びチッタゴンに世界貿易センターを設立する。センターでは輸出貿易を拡大統合するために、市場開拓及びマーケティング効率の向上に対する支援を提供する。

### **9.30 商業上の重要人物（CIP）**

9.30.1 輸出振興に多大な貢献を行った輸出業者から CIP(Commercially Important Person)を毎年選出する。

### **9.31 国家輸出トロフィー**

9.31.1 輸出振興に多大な貢献を行ったと認められた場合、国家輸出トロフィーを授与する。

### **9.32 みなし輸出に対する便宜供与**

9.32.1 みなし輸出を行う企業には輸出業者と同様、関税の還付などの措置を提供する。輸出製品の生産に使用される国内原料及び海外投資を行う企業が使用する国内製品や原料はみなし輸出とみなされる。

### **9.33 国際水準の国家見本市**

9.33.1 海外バイヤーを招致し、輸出業者との関係を促進するため、国際級の総合見本市を開催する。

### **9.34 見本輸入**

9.34.1 輸出振興庁の推奨を得た場合、既製服及び皮革を除き、年間で最高 5,000 ドル相当の見本製品を免税で輸入できる。国家歳入庁はこれに関するガイドラインを策定する。

### **9.35 禁止品目の輸入**

9.35.1 スポンサーの推奨に基づき、輸出入統括者の事前許可を得た場合、輸出指向型企業が特定の輸出を行うために輸入禁止品目または輸入規制品目に指定されている原料、包装材、機械を輸入すること

が許可される。当該企業は輸入した製品価格に対して 100%の銀行保証を提出しなければならない。

### 9.36 製品運送

- 9.36.1 運送プロセスを緩和するための措置を構ずる。航空機のチャーターを希望する者がある場合、政府は必要な支援を提供する。

### 9.37 中継貿易及び再輸出

- 9.37.1 中継貿易：輸入製品を輸入価格より 5%以上上回る価格で再輸出する場合、中継貿易とみなす。この場合、品質、量、サイズなどにおける変更は求められない。中継貿易の条件により、製品は港周辺以外には持ち出さないことになるが、当条件は特別許可に従って緩和される場合がある。
- 9.37.2 再輸出：特定期間内の輸出条件に従い、輸入した製品を再輸出することができる。この場合、10%以上の価値を付加せねばならず、製品の品質、量、サイズを変更しなければならない。再輸出には適用される便宜が供与される。

### 9.38 輸出信用状無しの輸出範囲

- 9.38.1 EXP フォーム及び積荷送り状を提出することを条件に、製品は購買契約、購買発注、前払いに従って輸出信用状無しでも海外に輸出できる。委託貨物または現金前払いの場合、あらゆる種類の製品について輸出信用無しの輸出を許可する。

### 9.39 輸出信用状無しの輸入範囲

- 9.39.1 価格限度に関わらず、産業部門で使用される原料及び機械の輸入には輸出信用状は必要としない。

### 9.40 輸出製品の原料輸入に関する制限緩和

- 9.40.1 主に見返り信用状によって輸出指向型産業が行う原料輸入については、輸入政策による製品 / 包装上の「原産国」表示は要求されない。
- 9.40.2 綿の輸入について、毎梱あたりの原産国表示は必要としない。植物検査証明書には原産国を表示しなければならない。
- 9.40.3 外貨管理法及びバングラデシュ銀行ならびに商業銀行の条件に従

って税関が認める 100%輸出指向型の企業が輸入する原料には原産国表示が強制されない。

#### 9.41 直行便予約手配

- 9.41.1 生鮮野菜やその他の腐敗しやすい製品の品質を維持したまま輸出先へ届けられるよう、ラッシャヒ空港及びサイドプール空港より直行便で運送できる体制を継続する。

#### 9.42 製品多様化のための部門間プロジェクト

- 9.42.1 製品を多様化するため、部門間プロジェクトを行う。プロジェクトの結合システムにおいて、輸出価格が競争性を持つよう、関税の還付、現金支援などを検討する。また、プロジェクトにおいて、製品開発及び市場拡大の障害、貿易協力、その他の輸出貿易インフラを調査することにより適切な措置を講ずる。輸出貿易拡大のための近代技術を取り入れるため、世界銀行やその他の機関の支援プロジェクトを採用する。

#### 9.43 国内原料の利用増大奨励

- 9.43.1 複合ニット/メリヤス製品及び既製服部門による国内原料の使用増大を奨励するため、保税倉庫の便宜を徐々に減らしていく。

#### 9.44 管理情報システム（MIS）の導入

- 9.44.1 管理情報システム（MIS）を商業省に導入する。職員にはインターネット接続が可能なコンピュータを支給する。

#### 9.45 製品ベースの便宜

- 9.45.1 既製服輸出における「リードタイム」を短縮するための措置を講ずる。これに関し、中央保税倉庫を現実の視野に入れて検討する。
- 9.45.2 必要なインフラと公共サービスを備えた衣料品村（Garments Village）を各地に創設するための措置を講ずる。
- 9.45.3 政府が支援を行い排水処理場を導入するための措置を講ずる。
- 9.45.4 米国及びその他の大規模市場においてバングラデシュの既製服が関税・輸入割当を免除されるよう集中的な努力を行う。
- 9.45.5 原料輸入に関する銀行保証と同等の関税を当該企業が支払うこと

を条件に、保税地域以外で天然・人工羊毛によるセーターを生産する機会を提供する。

#### 9.46 衣料品全種類の見本輸入許可

- 9.46.1 既制服の生産者および輸出業者は、輸出入統括者の許可を得ずに前年度の輸出額の0.2%まで見本製品を輸入することができる。新たに設立した会社は紡績生地/紡糸/アクリルを輸入することができ、その量は承認を受けた生産量の半分の0.2%とする。

#### 9.47 付加価値の合理化

- 9.47.1 常任委員会は既制服及びその他の製品の付加価値率を随時再決定する。
- 9.47.2 糸及びその他の原料を国内の紡績工場から見返り信用状によって集める場合において、ニット製品を輸出する場合の内部見返り信用状の金額は信用状原本の最高額と同等とする。

#### 9.48 生機（きばた）輸入に対する便宜

- 9.48.1 (a) 認可を受けた繊維仕上げ(機械仕上げ)企業は、精練、染色、プリントを行った後の生機（きばた）を全て輸出指向型の既制服会社に供給または輸出することを条件に、見返り信用状ではなく保税倉庫システムに従って如何なる種類の生機でも輸入することが出来る。
- (b) 認可を受けた繊維仕上げ(機械仕上げ)企業その他、輸出指向型の既制服会社は、見返り信用状ではなく保税倉庫システムに従って推奨された量の生機をパッケージで輸入し、衣服の芯に使用することができる。税関は法規制指令または商業省の専門家活用委員会 (Utilisation Expert Committee) に従い、輸入する生機の量を決定するための推奨を行う。なお、輸入した生機で生産した衣料品は全て輸出しなければならず、また、生機の量は過去の帳簿の記録によって調整されなければならないものとする。
- 9.48.2 輸出企業による使用及び特定の輸出注文に対する直接輸出については、生機を通常の手続で輸入することができる。
- 9.48.3 100%輸出指向企業で繊維(染色、プリント、精練)に関する必要な技術専門知識を有する者のみが、上記(a)項で記載する条件に

従い、保税倉庫システムにおいて輸出信用状無しで、4 か月間必要となる生機（最高で生産量の 33%）を輸入することができる。

#### 9.49 冷凍海産物：

- 9.49.1 環境とのバランスを維持したエビ養殖の増大を推奨する。
- 9.49.2 付加価値のある冷凍食品の生産及び輸出にはベンチャーキャピタルを提供する。
- 9.49.3 エビ/エビ製品の品質水準を保証するための「品質マーク/品質機関」の設立または民間部門におけるそのような団体の設立に援助を提供する可能性がある。
- 9.49.4 衛生水準及び植物検査水準または高品質を保証するための措置を講ずる。
- 9.49.5 品質向上及びエビの疾病予防の研究を行うための民間部門の研究施設を許可する。
- 9.49.6 冷凍食品の品質管理システムを強化するために不可欠な機械設備の免税輸入の機会を与える。水産畜産省は、試験研究所の設立のための措置を講ずる。また、陸揚げセンターを設立する。可能な場合、輸入した魚の飼料は積み下ろしの前に港にて検査をするための措置を講ずる。

#### 9.50 竹、籐、椰子繊維の工芸品

- 9.50.1 ダッカ及びその他の場所に工芸品村（crafts village）を設立するための措置を講ずる。
- 9.50.2 工芸品の材料が容易に入手できるよう、竹、籐、木材の商業生産を促進するための必要な措置を講ずる。
- 9.50.3 バングラクラフト（バングラデシュ工芸品製造者・輸出者組合）は工芸製品の販売促進のための必要な措置を講ずる。

#### 9.51 紅茶産業

- 9.51.1 紅茶産業の振興のために必要な措置を講ずる。
- 9.51.2 健全でない紅茶農園の再生のために必要な措置を講ずる。
- 9.51.3 価格の競争力強化のため、紅茶農園にガスの供給を行うために必

要な措置を講ずる。

- 9.51.4 リース手続が完了していない紅茶農園に対し、リース手続を迅速に処理するための必要な援助を行う。
- 9.51.5 バングラデシュ製の紅茶が国際市場で生き残れるよう、紅茶の品質、生産性向上、紅茶工場の近代化の推進を助けるため、緩和した条件でローンを提供する。健全でない紅茶農園に対してローンを提供するための措置を講ずる。
- 9.51.6 貧困を緩和するため、小規模農園の紅茶栽培者に信用及びその他の便宜を供与する。
- 9.51.7 パック紅茶の輸出を奨励するための現行規定とともに、輸入包装材料の FOB 価格に関して関税の還付 / 保税の便宜が供与される。希望がある場合、包装材料の免税輸入の便宜も銀行保証がある場合供与される。
- 9.51.8 減免価格での関税を支払うことを条件に、多層紙袋を輸入する機会を提供する。
- 9.51.9 海外におけるバングラデシュ紅茶のブランド名を確立する問題を検討する。著名なブレンド会社、販売会社とコンタクトを取る。

## 9.52 ジュート産業

- 9.52.1 ジュート工場で BMRE(近代化)の対象となっているジュート製品の開発及び多様化に関する集中調査を行うことにより、ジュート産業の生産性拡大のための調整措置計画を実施する。
- 9.52.2 購入から輸出価格の受領までの間に低金利ローンを提供するための措置を講ずる。
- 9.52.3 ジュート及びジュート製品の輸出のために必要な援助を提供する。
- 9.52.4 バングラデシュのジュート及びジュート製品に関して、世界貿易機関 (WTO) による規制、EU 及びその他のジュート輸入国の貿易政策における法的障害を排除する措置を講ずる。
- 9.52.5 在外バングラデシュ公館は、環境にやさしい繊維であるジュートの使用を普及させるためのプログラムを行う。
- 9.52.6 海外におけるジュート市場を創設するために国際見本市及び展示

会に参加する企業に支援を提供する。

9.52.7 多様化するジュート製品のデザイン開発センターの設立に対して政府支援を提供する。

### 9.53 その他の部門

9.53.1 情報通信の発展のため、情報通信技術を最大限利用する。

9.53.2 輸出用野菜の生産のため、契約農業を推奨する。

9.53.3 輸出村 ( Export Villages ) を設立し、可能な場合、青果を生産する企業 / 輸出業者に政府の土地を割り当てる。

9.53.4 輸出用青果用の近代的且つ科学的な包装材料の生産機会を拡大するための措置を講ずる。

9.53.5 農産物加工製品の輸出に対する関税還付システムの条件緩和を行う。

9.53.6 馬鈴薯の生産・輸出を推奨する。

9.53.7 輸出用青果の生産者及び輸出業者に対する訓練を行う。

9.53.8 ブラックベンガル山羊 ( Black Bengal Goat ) の畜産及び、その皮革・食肉の輸出を奨励する。

9.53.9 輸出用農産物の生産、加工、販売を行う民間企業の創設のために必要な措置を講ずる。

9.53.10 輸出向けの IT 部門拡大のため、国外在住のバングラデシュ人及び海外の開放市場センターとのリンクを設立するために必要な措置を講ずる。

9.53.11 ソフトウェアの生産・輸出のため、IT 村 ( IT village ) を設立するための必要な措置を講ずる。

9.53.12 国の IT バックボーンと海底光ファイバーケーブルを結んで高速データ通信線を利用可能にし、地域ベースの IT 基板を統合するために必要な措置を講ずる。

9.53.13 在外バングラデシュ公館を通じ、海外で医薬品輸出登録を取得するための積極的な協力を行う。

- 9.53.14 薬用植物及び薬草の生産及び輸出を奨励する。
- 9.53.15 情報通信技術ビジネス振興協議会（ICT Business Promotion Council）を通じて情報通信技術振興のための施設を設立するための措置を講ずる。
- 9.53.16 金・銀製装飾品の輸出のため、装飾品材料の原料輸入を奨励する。研磨・仕上げ済のダイヤモンドの輸出のため、未カット及び未研磨のダイヤモンドの輸入を奨励する。産業用の原料の輸入（外国のバイヤーから送られる場合）には、政府の指定する船積み前検査（PSI）代行者による証明書または、政府の承認する船積み前検査代行者が不在の場合は、国際的に認められている船積み前検査により製品の品質、量、HS コード、価格を証明する必要がある。
- 9.53.17 製薬業界の原料輸入についてパスブックシステムまたはその他の改良システムの導入措置を検討する。

## 10.0 その他

- 10.1 貿易促進センターをダッカに設立するための措置を講ずる。
- 10.2 特殊な種類の倉庫、商社、輸出企業、貿易センターの海外における設立を推奨する。
- 10.3 原産地規制による輸出を振興するため、独自の原産地規制を制定する。
- 10.4 貿易紛争の解決のため、現行法を改正し、仲裁法の策定または近代化を行う。
- 10.5 製品開発機関（Product Development Institute）を設立する。
- 10.6 バングラデシュ銀行の事前許可を得ずに輸出業者が海外の代行者を指名できるような措置を講ずる。
- 10.7 WTO による後発開発途上国（LDC）の利点を全ての点において確認・評価する。
- 10.8 輸出企業による、国際的な品質規格である ISO9000 認証及び環境規格である ISO14000 認証取得または、規格水準の達成を奨励する。
- 10.9 輸出・輸入関連の信用状（L/C）に明記されている WTO の HS コードに合わせて、輸出品目の全明細が盛り込まれたコードを制定する。

- 10.10 金融上及び租税上の便宜措置を随時見直し、必要な措置を講ずる。
- 10.11 入札を行わずに、バイヤーへ外貨で販売を行うことを輸出であるとみなすことを検討し、便宜の拡大のための措置を講ずる。

## 11.0 輸出禁止品目

- 11.1 ナフサ、炉油、潤滑油、瀝青を除く石油及び石油製品。但し、投資を行う外国企業との共同契約で生産を行う石油及び天然ガスにはこれは適用されない。

海外へ渡航する乗客は個人的な荷物以外に携行品として 100 ドル相当のバングラデシュ製品（禁止品目及び規制品目を除く）を携帯することができる。この場合、関税の還付または調整、現金で行われる優遇措置は国外へ持ち出す製品には適用されない。

- 11.2 ジュート種子及び”Shan”種子
- 11.3 小麦
- 11.4 バングラデシュ野生動物（保護）令 1973 [政令 1973 第 23 号、1974 年改正] で第 1 表に記載のものを除き指定されている、生きている動物全種、野生動物全種の手足・翼及び皮。
- 11.5 武器、弾薬及び関連物質
- 11.6 核分裂物質
- 11.7 考古学的遺物
- 11.8 人間の頭蓋骨、血漿、その他人体や人間の血液で作られた製品
- 11.9 豆類全種
- 11.10 冷凍及び加工品を除くエビ（法令第 60-L/76 号 76 年 2 月 14 日付）
- 11.11 タマネギ（法令第 250-L/76 号 77 年 8 月 13 日付）
- 11.12 雄及び雌の鹿、「チャカ」種を除く 71/90 型以下の海水エビ、61/70 型以下の淡水エビ（法令第 345-L/83 号 83 年 10 月 20 日付）
- 11.13 竹／籐／木材粉末全種（これらで作られた工艺品を除く）
- 11.14 カエル全種（生きているもの及び死んでいるもの）及びその脚

11.15 化学兵器会議の第 1 号リストに記載される化学品

11.16 原皮及びウエイトブルー皮

## 12.0 輸出規制品目

12.1 尿素肥料：工業省の許可を得た場合、KAFCO 以外の工場で生産された尿素を輸出することができる。

2003 - 2004 年から 2005 - 2006 年までの輸出目標案  
 (単位：100 万米ドル)

附属書 A

製品	実質所得	目標		
		2002 - 2003 年	2003 - 2004 年	2004 - 2005 年
既製服	3,258.27	3,810.00	4,200.00	4,600.00
ニット製品	1,653.83	1,850.00	2,100.00	2,350.00
冷凍食品	321.81	380.00	440.00	510.00
皮革	191.23	280.00	325.00	380.00
ジュート製品	257.18	310.00	350.00	375.00
原料ジュート	82.46	70.00	75.50	82.00
化学品	100.49	90.00	94.50	99.22
茶	15.47	20.50	21.50	22.00
農産物	25.45	36.00	41.40	47.61
工芸品	5.95	7.70	7.88	8.12
電子製品	7.46	8.50	10.00	11.50
エンジニアリング製品	12.91	4.00	5.00	6.00
石油製品	31.23	11.00	11.50	11.50
コンピュータソフトウェア	3.36	70.00	100.00	150.00
特殊繊維	71.38	98.00	105.00	115.50
紡績用繊維	21.70	75.00	82.50	90.00
陶食器	18.82	26.50	28.50	30.00
自転車	52.47	70.00	91.00	113.75
靴	46.60	61.00	65.00	68.00
その他の第 1 次産品	17.40	19.00	20.00	22.00
その他の工業製品	352.97	330.50	391.50	507.00
合計：	6,548.44	7,627.00	8,565.78	9,599.20